

改正

平成22年3月5日告示第10号

平成28年3月28日告示第18号

清須市老人住宅改善費補助に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、老人が住宅における環境整備及び改善に要する経費に対し補助金を交付し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助の対象者)

第2条 この補助金は、本市に在住し、おおむね65歳以上で全ての世帯員が市町村民税を課されていない世帯に属するものであって、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項及び第2項に規定する要介護・要支援認定を受けた者及び非該当と判定されたが自立した生活を営むために支援を必要とする者に対して在宅の環境整備及び改善事業を実施した場合に交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、居室、浴室、便所等の使用の確保及びこれらの安全のために必要な設備の取付事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改善に付帯して必要となる住宅改善

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、対象経費の実支出額（以下「支出額」という。）と60万円を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 法第45条第1項の居宅介護住宅改修費及び第57条第1項の居宅支援住宅改修費の給付を受ける場合は、その支給限度基準額を支出額から控除するものとする。

3 同一住宅、同一世帯に対する補助金の交付は、5年間に1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、老人住宅改善費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、全ての世帯員のうち、当該申請をする年の1月1日現在において市内に住所を有しないものは、前年(1月から5月までの間に申請をする者は、前々年)の所得に係る市町村民税非課税証明書を添付するものとする。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 改善前及び改善後の見取図
- (3) 改善個所の現況写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。ただし、市長は、必要があるときは、条件を付けることがある。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の可否を決定したときは、老人住宅改善費交付決定通知書(第3号様式)又は老人住宅改善費補助金交付却下通知書(第4号様式)をもって申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(予定期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに老人住宅改善事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第6号様式)
- (2) 領収書又はその写し
- (3) 改善前後の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(検査)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して必要があるときは、補助事業に関し、必要な指示若しくは報告を求め、又は検査することがある。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この告示による補助金の交付決定に付けた条件に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外に使用したとき。

(3) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。

(4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正行為があったとき。

(雑則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

2 この告示の施行の日の前日までに、清須市身体障害者等住宅改善費補助に関する要綱（平成17年清須市告示第73号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月5日告示第10号）

この告示は、平成22年3月5日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第18号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第10条関係）

第 6 号様式 (第10条関係)